

令和6年度第4回狹山市社会福祉審議会会議録

開催日時 令和7年3月24日（月）
午前10時00分から午前11時25分まで

開催場所 市役所7階 職員研修室

出席者 【委員】12名
井島委員 畑中委員 成田委員 山崎委員 小田委員 中澤委員
宮本委員 石井委員 影山委員 諏訪委員 成瀬委員 小野委員

【市】4名
昔農福祉部長、菊地生活福祉課長、久保田生活福祉課生活保護担当主幹、
栗原福祉政策課トータルサポート室長

欠席者 寶積委員

事務局 5名
濱田福祉部次長（福祉政策課長兼務）、加藤福祉政策課総務・政策担当主幹、小池福祉政策課同担当主査、鹿野福祉政策課同担当主任、林福祉政策課同担当主事補

傍聴者 なし

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

（1）第5期狹山市地域福祉計画策定について

行政からの勉強会

生活福祉課から説明

〈質疑応答〉

委員 全体的に狹山市の保護率が低いのは良いことである。その理由には他法他施策、すなわち生活保護になる前の様々な政策が効いているのではないかとの説明だったが、具体的にどのような取り組みを行っているのか。

課長 ケースにもよるが、まずはトータルサポート室で相談いただいたうえで、例えば年金がもらえる状態かどうかや、就労支援を受けられるかどうかの状況確認をさせていただく。確認の結果可能であれば他法他施策、つまり使える施策があればそちらを優先していただき、市としてもそのサポートをしている。

委員 年金には障害年金も含まれるか。

課長 含まれる。受給可能であればその手続きを行うが、手続きまでに時間がかかるため、手続きが終わるまでの間は生活保護という方法をとったうえで障害年金を受け取り、障害年金の受給額が最低生活費以上であった

- 場合は生活保護から自立していただく形となる。
- 委員 障害年金を申請するプロセスについてはサポートしているか。
- 課長 障がい者福祉課とも連携し、サポートしている。
- 委員 高齢世帯が66%と多いが、単身か夫婦かなど、世帯構成は把握しているか。
- 課長 令和7年2月現在時点で、受給世帯数は合計925世帯である。うち、高齢世帯が6割程であり、内訳は下記のとおり。
 【高齢世帯】単身世帯：544世帯、2人以上の世帯：53世帯
 【障害世帯】単身世帯：129世帯、2人以上の世帯：5世帯
 【傷病世帯】単身世帯：72世帯、2人以上の世帯：5世帯
 いずれも、単身世帯と2人以上の世帯を比較すると9割以上が単身世帯となり、単身世帯の割合が多い。
- 委員 母子世帯やその他世帯の割合についての傾向は近隣市と比べるとどうか。
- 課長 母子世帯については、他市から引っ越しされてきた方もいるが、若干低いと考えている。その他世帯については複合的な世帯となり、流動的である。
- 委員 生活保護のケースワーカーはたくさんの方を担当されていて大変だと思うが、生活保護を受けてからの就労・生活支援について、何名の職員が何名の方を担当しているか。
- 課長 ケースワーカーが課内に10名いる。世帯・人数を10で割ると1人の職員が担当している世帯・人数となる。令和6年12月時点だと1人のケースワーカーが92世帯を担当していることとなる。訪問するだけでも大変だが、病状に応じて毎月訪問しているケースもある。その中でも就労支援をしている方が150名ほどで、その中で就職できる方が半数程度であるが、自分の生活費を賄える方は今現在だと7%ほどとなる。生活費を賄えるようになると自立となり、生活保護を抜ける形となる。それが理想であり少しずつ仕事をして自立できるよう支援を行っている。病気の方はまず治療が優先となるため、通院などの健康管理支援を行っている。一人ひとり違った対応をしている。
- 委員 生活保護を受けている方は、経済的困難はもちろんあるが、その背景には様々な問題を抱えている。地域の中で孤立したり、交流がないという方も見受けられるが、そのような方たちへの社会生活支援はどのように行っているか。
- 課長 課内のケースワーカーだけでなく、障がい者福祉課や高齢者支援課などとも連携し、また民生委員や自治会長にご協力を依頼し、何かあったら連絡をお願いするケースもある。生活福祉課だけでなく、庁内関係課も含め市全体として対応していきたい。

委 員 就労支援の関係は、自治体によっては就労支援専門のスタッフがいる場合もあるが、狭山市はケースワーカーが行っているか。

課 長 就労支援に特化した会計年度任用職員が2名おり、ケースワーカーとともに支援を行っている。

福祉政策課トータルサポート室長からの説明

〈質疑応答〉

委 員 支援体制について質問したい。対応が難しい複合的な相談の場合、初動対応時の振り分けやトータルサポート室への引継ぎ、庁内における共有はどのように行っているか。

室 長 最初にトータルサポート室に来た場合は当室で調整し、各課に振り分けてご案内する。他課の業務に関するものであれば該当課が対応するが、相談のあるお客様は最初に当室に来るケースが多い。

委 員 市民の方はトータルサポート室をご存知で、直接来られる状況か。

室 長 窓口の配置や掲示も影響していると思われるが、最初にトータルサポート室に来られる方が多い。他課から引き継がれる案件については、例えば高齢者からの相談については高齢者支援課が相談を受ける中で、引きこもりの子どもがいてトータルサポート室にも関わってほしいといった流れのケースが多い。

委 員 各課が引き受けた後、トータルサポート室としても関わる必要があるケースがあり、支援の流れとしてうまくいっているということか。

室 長 うまく流れていると考えている。

委 員 祖母の介護申請で来た方が、実はその家庭は母子家庭で母の不適切な養育もあり貧困となっていたことで、本来なら生活保護を受けられるケースを見落としていた事例もある。その家庭全体のチェック体制があれば問題を見落としていなかったと思われるが、家庭全体の問題を総合的に把握するチェック体制はトータルサポート室だけでなく各課にもあるのか。

室 長 各課でそこまでのチェック機能があるかとなると、システム化はできていない。

部 長 お話しいただいた内容は以前から課題であり、各課がプロフィールを1つのシステムに記録し、そのシステムを各課が共有していればそのような見落としもないと思われるが、そこまでは至っていない状況である。ただし、市の職員が相談を受けるというよりも、障がい者の方であればまず障がい支援事業所にご相談いただき、高齢者なら地域包括支援センターなどで家庭全体を把握したうえで市に相談に来ていただくという流れは、以前よりはできていると感じている。市の施策をもって対応するのが次の段階で、その対応はトータルサポート室において行っている。

次 長 狭山市の福祉窓口は基本的には総合窓口化しているため、市民の方に

は、まずは福祉政策課の窓口に来ていただくことになる。多くの方はまず一旦、ワンストップ窓口で受け付ける体制を整えている。また、例えば生活福祉課に直接来られた場合でも、他に施策がないか等を確認するためにトータルサポート室に戻ってきていただき、対応するといった調整もできていると認識している。また、データについては福祉のCSも持っているため、窓口に来られた方は世帯の中で何か支援を受けていないかどうかの確認はしている。それが例えば介護保険の分野などにも広がればよいのではと考えている。

委 員 重層的支援の全体的な体制について伺いたい。例えば、他市町村では包括的相談支援事業、多機関協働事業、参加支援事業について事業者を指定するなどしているが、狭山市の場合、全体の実施体制はどうなっているか。

室 長 生活困窮の部分で話すと、包括的相談支援事業（生活困窮者自立支援）と地域づくり事業は社会福祉協議会に委託をしている。多機関協働事業の参加支援事業は社会福祉協議会で行っている「ぽっかぽか」で実施、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業はCSWで社会福祉協議会に委託、多機関協働事業の部分だけは直営で行っている。

委 員 包括的相談支援については地域包括支援センターをネットワークに含めたり、相談支援事業所に委託するなどして実施しているのか。

室 長 基本的には従前どおり包括的相談支援については高齢者を主としているが、相談を受けた場合は聞き取りのうえ、適切な場所にご案内いただいている。

委 員 重層的支援会議を月1回行っていることの意味だが、本人の合意のもとプランを作成するためか、または単なる連絡会のようなものか。本人同意がなくても見守りが必要なものについては支援会議という枠組みで行うケースもあると思うが、本人同意のプランの意味での重層的支援会議と、そうではない見守りのような支援会議のケースはそれぞれどれくらいあるか。

室 長 重層的支援でプランも含めて取り上げているケースは年3件ほどである。狭山市より規模の大きな市でも3～5件程度と聞いている。支援会議は狭山市としては実施していない。

委 員 本人同意のプラン作りの重層的支援会議は多くても10～20件ほどである。どちらかというから見守りを目的とした支援会議が伸びると良いと考えている。また、何でも重層的支援やトータルサポートにしないことが大事であり、他の相談機関が重層的支援を理解して参加することがとても大事である。アセスメントの目線を、他の相談機関と合わせるといった取り組みがあると良いと考える。

委 員 相談を受けていると相談員は孤独になることもあり、自分で判断しなけ

ればならない場面も多いと思うが、トータルサポート室での相談員のチームアプローチや相談員を支える仕組み・体制はどうなっているのか伺いたい。

室 長 トータルサポート室として月2回程度、相談員も含めて打合せを実施し、その中で困難ケースの確認や進行管理を行っている。

委 員 今年度秋頃から広瀬・新狭山・入曽などで本庁まで来なくても相談ができるオンライン相談窓口を整えたと思うが、相談件数どれだけあったのか教えていただきたい。

室 長 オンライン相談窓口の利用は0件であった。

4 審議、意見、調整事項

(1) 第5期狭山市地域福祉計画策定に向けた来年度の進め方について

- ・専門部会の設置
- ・スケジュール
- ・アンケート
- ・計画の評価

濱田福祉部次長（福祉政策課長）から説明

〈質疑応答〉

委 員 専門部会の目的、役割の中に、地域福祉活動計画との連携についても盛り込んでいただきたい。

委 員 アンケートの対象が地域で活動している方ということだが、市では活動者リスト（アンケート配布対象団体）を把握しているのか。

所管課長 社会福祉協議会に登録している地域福祉団体のほか、協働事業を実施している団体を市で把握している。把握しているすべての団体にアンケートを送付したいと考えている。

委 員 前回の地域福祉計画策定時もアンケートを実施したと思うが、今回新しく入れ込んだ内容はあるか。

所管課長 前回のアンケートは今回のような形のものではなく、市民意識調査の中にあるような全体的な内容を伺う内容が多かった。活動している自治会や団体の活動については社会福祉協議会が作成したアンケート調査での質問が多く、分かれていた。

今回の場合では、今現在活動している方が以前と比べて世の中がどう変わってきていると感じているかを把握したいと考え、質問の中身をリニューアルし、質問の仕方を変えている。

委 員 総合計画の既存アンケートを利用して一般市民の意見を集約すること

と、活動者に分けるのは予算の使い方としてよいため定着してほしい。既存のアンケート項目は変えられないため今後に向けての話だが、孤独・孤立関係の項目を今後盛り込んでほしい。

所管課長 孤独・孤立の関係については今後、介護保険や高齢者の計画策定時の調査項目に盛り込みたいと考えている。

委 員 災害時の避難行動や、成年後見人制度の内容も福祉系の調査に入れていくと、当事者が何を考えているのか把握できると考える。

所管課長 成年後見人制度については地域福祉計画に盛り込む部分もある。当事者がどう考えているかどうか把握することは必要であると考え。

委 員 今回、市で実施するアンケートは団体の構成員向けに実施するものか。

所管課長 そのとおり。市で今回実施するのは構成員に対するアンケートとなり、社会福祉協議会で実施していただく活動計画に関するアンケートは団体に対するアンケートとなる。それらが分かりやすいように工夫する。

委 員 市民の方々が見る際に達成目標があると分かりやすく、説明もしやすいため、目標を立てるのは重要であると考え。

所管課長 地域福祉計画は幅が広く、理念的な部分は変わらず引き継がれていくが、ここから先5年間に何が必要なのかを掲げるなど、目標の見える化が行政の計画として必要と考える。成年後見人制度はこれから先5年間で行政として整えていかなければならないと考えている。これを地域福祉計画の中に入れ込んで大きな目標として掲げ、そこに向かって施策を進めていきたい。

委 員 前回計画の目標があるが、達成された目標はほとんどない感じがする。目標と現実の乖離が大きいので、もう少し地域に根付いた計画を検討いただきたい。

所管課長 第4期計画は理念計画だったということもあるが、ここ数年でいろいろな変化があった中で地域の実情と行政の目標に乖離を感じている。社会福祉協議会で策定する活動計画は具体的な内容も含まれるためこの目標と、市で策定する地域福祉計画の目標との間に乖離が生じないように検討していきたい。

委 員 前回が理念計画であり、今回も基本目標は変わらないところがあると思うが、今回アンケートで調査しようとしている活動者の方々の活動のしやすさや、地域ニーズの変化が計画の中で見えてくると良いと思う。また、一般的な地域福祉の理念が変わらないのであれば、この先5年間で解

決したい課題を具体的に盛り込めればよいと考える。

次回について

第5期狹山市地域福祉計画について（アンケート等進捗状況の確認） 〈終了〉